

医療安全管理規程

社会医療法人 北斗会
大洲中央病院

～医療安全管理規程～

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人北斗会大洲中央病院における医療事故の防止、再発防止対策ならびに発生時の適切な対応など、本院における医療安全体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、当院に「医療安全管理委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- 一 医局部門 : 院長、診療部長、医局長、外科科長
- 二 看護部門 : 看護部長、病棟師長、外来師長
- 三 診療部門 : 各科長
- 四 事務部門 : 事務部長、事務職員
- 五 介護事業部門 : 介護医療院責任者

3 委員長は院長とする。

4 委員会は委員長が召集し、議題等付議すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

5 委員会は、毎月1回の定例会開催および委員長の判断による臨時会を開催する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、院長の諮問に応じて、所掌事務について調査審議するほか、所掌事務について院長へ建議することができる。

2 委員会の調査審議の結果については、院長に報告する。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、次の号に掲げる事項を所掌する。

- 一 医療事故防止策の検討および研究に関すること
- 二 医療事故の分析および再発防止策の検討に関すること
- 三 医療事故防止のための職員に対する指示に関すること
- 四 医療事故防止のために行う提言に関すること
- 五 医療事故発生防止のための啓発、教育、広報および出版に関すること
- 六 医療訴訟に関すること
- 七 その他医療事故の防止に関すること

(参考人)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係業者の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の記録等は事務部門が行う。

(リスクマネージャー)

第7条 インシデント・アクシデント事例の報告内容の把握、検討等を行い、医療事故の防止に資するため、リスクマネージャーを置き、「医療安全管理専門部会」（以下「部会」という。）を月1回開催する。

- 2 リスクマネージャーは、各診療科および各看護単位にそれぞれ1名を、また、診療部及び事務部等各部門に、それぞれ1名置くものとし、院長が指名する。
- 3 リスクマネージャーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ①各職場における医療事故の原因及び防止方法並びに医療体制の改善方法についての検討及び提言
 - ②ヒヤリハット体験報告の内容の分析及び報告書への必要事項の記入
 - ③委員会において決定した事項の所属職員への周知徹底
 - ④職員に対するヒヤリハット体験報告の積極的な提出の励行
 - ⑤その他医療事故の防止に関する必要事項
- 4 部会でインシデント・アクシデント事例の報告内容を把握・検討し、委員会へ報告する。

(職員の責務)

第8条 職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から患者への医療、看護等の実施、医療器械の取扱いなどに当たって医療事故の発生を防止するよう細心の注意を払わなければならない。

(インシデント・アクシデント体験報告)

第9条 院長は、医療事故の防止に資するよう、インシデント・アクシデント事例の報告を促進するための体制を整備する。

- 2 インシデント・アクシデント事例が発生したときは、当該事例を体験した職員は、別に定める「インシデント・アクシデントレポート」を積極的に提出するよう努め、今後の医療事故の防止に資する。
- 3 「インシデント・アクシデントレポート」は、リスクマネージャーを経由して、委員会に提出する。
- 4 「インシデント・アクシデントレポート」を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行ってはならない。

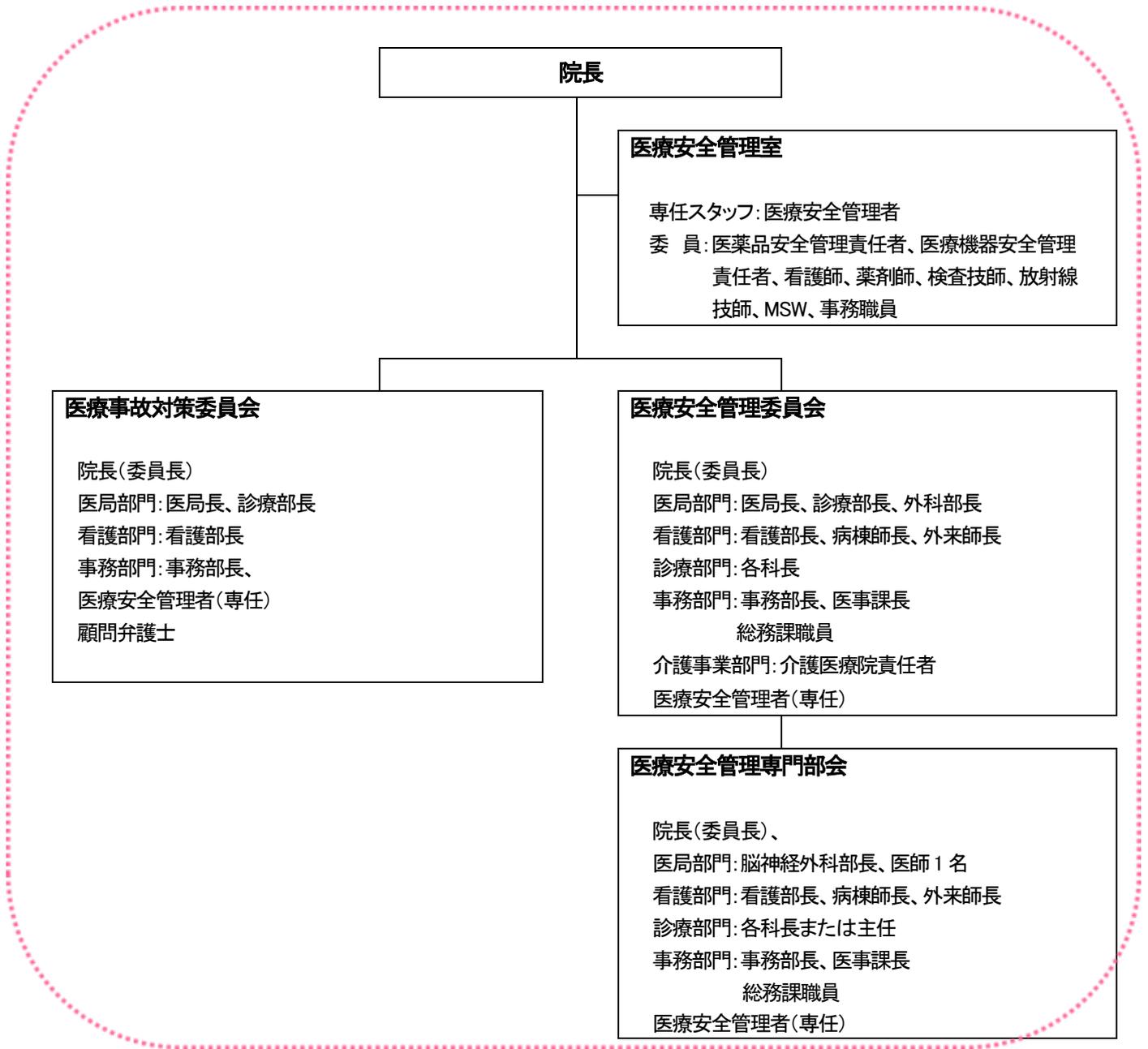
(事故報告)

第10条 職員は、自己の行為で医療事故を引き起こしたときは、応急措置又はその手配、拡大防止の措置及び直属上司等への口頭報告等、所要の措置を講じた後、速やかに「医療事故報告書」を提出しなければならない。

(職員研修)

第11条 本院における医療安全に関する基本的な考え方や個別事案に対する予防再発防止策の周知徹底のため、職員全員を対象にした教育・研修を計画的に実施し、年2回以上開催する。

医療安全管理組織図



(附則)

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

この規程は、平成26年4月1日より改訂する。

この規程は、平成26年10月1日より改訂する。

この規程は、平成30年4月1日より改訂する。

この規程は、平成31年4月1日より改訂する。

この規程は、令和5年4月1日より改訂する。